

# 夫婦共同扶養調査書

【子の申請で、当組合の被扶養者でない配偶者がいる場合】

夫婦共同扶養における子の扶養認定にあたっては、年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から**今後1年間の収入**を見込んだものとする）が多い方の被扶養者としてなっています。

ただし、配偶者が共済組合の組合員で、今回申請される子の扶養手当等が支給されている、又は、今後支給される場合には、収入の多少にかかわらず、配偶者の扶養となりますので、共済組合へ扶養申請してください。

配偶者がいない場合は、「異動届⑳欄 配偶者の有無の無に○」をし、「異動届⑳欄 扶養し始めた理由」を記入することで、夫婦共同扶養調査書の提出は不要となります。

**夫婦どちらの扶養が妥当であるかの判断は、次の通りです。**

被保険者と配偶者の収入を比較し、どちらが「主たる生計者であるか」を判断をします。

夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とします。

	例1	例2	例3	例4
被保険者	350万円	300万円	350万円	300万円
配偶者	300万円	340万円	315万円	320万円
収入の差額	50万円 多い方の1割=35万円 多い方の1割超	40万円 多い方の1割=34万円 多い方の1割超	35万円 多い方の1割=35万円 多い方の一割以内	20万円 多い方の1割=32万円
子の扶養者	被保険者	配偶者	被保険者・配偶者どちらでも可	
子の申請先	被保険者の健康保険	配偶者の健康保険	どちらかの健康保険を選択	

上記をご確認の上、当組合へ申請できると判断された場合、又は配偶者の加入されている健康保険に申請し、不認定になった場合には、下記に記入の上、次に進んでください。

配偶者の加入している健康保険組合等に申請し不認定となった理由(不認定証明書添付要)

※提出されました個人情報の取扱いには十分注意し、夫婦共同扶養の認定にのみに使用致します。

① 配偶者の方が加入している健康保険に関して、該当するものに☑して下さい。

a 共済組合

扶養手当の支給がありますか  有  無

b 国民健康保険（どのような理由で加入されていますか）

収入が扶養の限度額を超えているため

雇用保険の失業給付金・育児休業給付金・出産手当金・傷病手当金等を受給中で日額が扶養の限度額を超えているため(受給終了後は扶養となる予定)

その他（ ）

c 健康保険組合（健康保険組合名 ）

② 被保険者の収入について記入してください。

a 被保険者資格取得に伴う子の申請の場合

今後1年の給与支払総額見込み（賞与含む）※会社の担当者様にご確認ください

円

b すでに被保険者の方が、子の出生・配偶者からの扶養変更等での申請の場合

円

前年度の源泉徴収票の支払額

円

直近3ヶ月の給与支払い総額の1ヶ月分の平均額

③ 配偶者の収入について記入してください。

a 配偶者の前年の源泉徴収票の支払額・自営業他の場合は直近の所得額を記入してください。

円

添付書類 給与所得者・前年の源泉徴収票⑤

自営業者他・直近の所得証明書(原本)と確定申告第1表⑤と収支内訳書⑤

※  給与所得者の方で前年と就労先が異なっている → 前年の源泉徴収票は不要

b 配偶者の今後1年間の収入の見込み額を月々の給与額から算出します。

添付書類 配偶者の通常勤務した1ヶ月分の給与明細⑤（休業等がなく1ヶ月フルに勤務した時）

※必ず今後の就業等の予定欄のいずれかに☑し通常勤務した時の月額を記入してください

※ 被保険者記入欄 ※		※ 健康保険組合記入欄 ※	
配偶者の今後の就業等の予定	給与の月額(支給総額)	今後の見込額(月額)	今後の見込額(年額)
<input type="checkbox"/> 昨年と同様に就業	円		
<input type="checkbox"/> 昨年とは異なった就業	円		
<input type="checkbox"/> 出産手当金を受給	円	× 2/3	
<input type="checkbox"/> 育児休業給付金を受給	円	× 60%	
<input type="checkbox"/> 傷病手当金を受給	円	× 2/3	
<input type="checkbox"/> 雇用保険を受給	日額 円	× 30	

※他の健康保険にて被保険者資格のある場合、各種手当金、給付金等を基本的に受給するものとして、今後1年間の見込額の基礎とします。

※自営業者他の方に関しては、直近の所得証明書の金額により見込みとします。

特別に申立てしたい内容のある場合は記入してください。

※被保険者と配偶者の収入の見込み額が同等の場合、追加の書類提出をお願いする事があります。